

**宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成事業
実施の手引き**

1.4 版

令和 8 年(2026 年) 4 月

宝塚市健康福祉部介護保険課

改版履歴

No.	変更年月日	版数	変更シート	変更内容
1	2025/8/12	1.0		初版作成
2	2025/9/11	1.1	P8、14	実務研修の金額を修正、一部文言を追記、QA を追加
3	2025/11/21	1.2	P10、12、14	申請書式等を一部修正、QA を追加
4	2026/1/22	1.3	P12	様式第3号を一部修正
5	2026/4/1	1.4	P8~9	一部文言を修正。

目次

1. 本事業の目的について	4
2. 助成対象となる研修について	4
3. 助成対象者について	4
4. 助成事業の詳細について	8
5. 申請手続きについて	9
6. 助成金の交付について	9
7. 各種様式	10
8. 本事業に関するお問い合わせ	13
9. Q&A	14

1. 本事業の目的について

宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成事業は、市内の居宅介護支援や介護予防支援等、在宅サービスを提供する事業所に対し、事業所に所属する介護支援専門員又は主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資格取得及び更新に必要な研修受講費を支援することにより、介護支援専門員等、介護人材の確保を図り、質の高いサービスの安定供給に資することを目的とした令和7年度からの新規事業です。

2. 助成対象となる研修について

(1) 介護支援専門員

- ・実務研修
- ・再研修
- ・更新研修 B
- ・専門研修課程 I
- ・専門研修課程 II
- ・更新研修 A（前期）
- ・更新研修 A（後期）

(2) 主任介護支援専門員

- ・主任介護支援専門員研修
- ・主任介護支援専門員更新研修

3. 助成対象者について

(1) 助成対象事業所

- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター（介護予防支援事業所）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

※以下、「対象事業所」とします。

(2) 助成対象者

次の要件を全て満たす場合に助成金の交付対象となります。

- 宝塚市内に所在する対象事業所を運営する法人に直接雇用され、対象事業所の従事者であり、現に介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者

※常勤・非常勤並びに専従又は兼務を問わず、助成要件を満たしていれば対象となります。

- 研修修了日以降に対象事業所1か所における勤務期間が3か月経過し、かつ、引き続き勤務している者（休職期間は除く）

→ex)令和7年度に研修を修了した場合、令和8年度末（令和9年3月31日）まで交付申

請が可能です。

○研修受講費用を完納している者

○他の法令等に基づく国や都道府県、市町村等、公的な制度による助成金等の交付を受けていない者

※勤務先の法人が一部又は全部を負担する場合は、助成対象とします。

○研修修了後、既に介護支援専門員等の登録済である者。または更新の要件を満たしており、申請予定または申請完了をしている者

➡介護支援専門員資格の更新の場合は、次ページの表のうち①の研修を経て②の研修を修了した後、要件を満たした場合となります。

介護支援専門員証の交付・更新の研修フローチャート

【注意】

- ・研修を修了しただけでは証は更新されません。**必ず県へ申請手続きを行ってください。**
- ・受講漏れがないよう、ご注意ください。
特に、**2つの研修を受講しなければならない方は受講漏れが多い**ため、必ずご確認ください。

【有効期間が満了している方】

★再研修★

受講しなければならない研修は
AIチャットボットからも確認できます。



△ AIチャットボット

前回、受講した研修が

【実務研修】 または 【更新研修B】 または 【再研修】

現在お持ちの証の有効期間内に
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における
実務経験期間が…

はい

ご自身の状況により、それぞれの研修を①→②の順番で
2つ受講してください。

※①の受講漏れが多いため、ご注意ください。

①

・6ヵ月以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅰ★

・6ヵ月未満の方
・6ヵ月以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（前期）★

②

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方
・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（後期）★

前回、受講した研修が

【専門Ⅱのみ】 または 【更新A（後期）のみ】 または 【主任更新研修】
または 【専門Ⅰ／更新A（前期）と 専門Ⅱ／更新A（後期） ※2つ受講した方】

現在お持ちの証の有効期間内に
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における
実務経験期間が…

はい

該当する研修をいずれか受講してください。

※有効期間内に主任更新研修を修了している方は、証更新のための
研修が免除されますので、受講不要です。

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方
・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

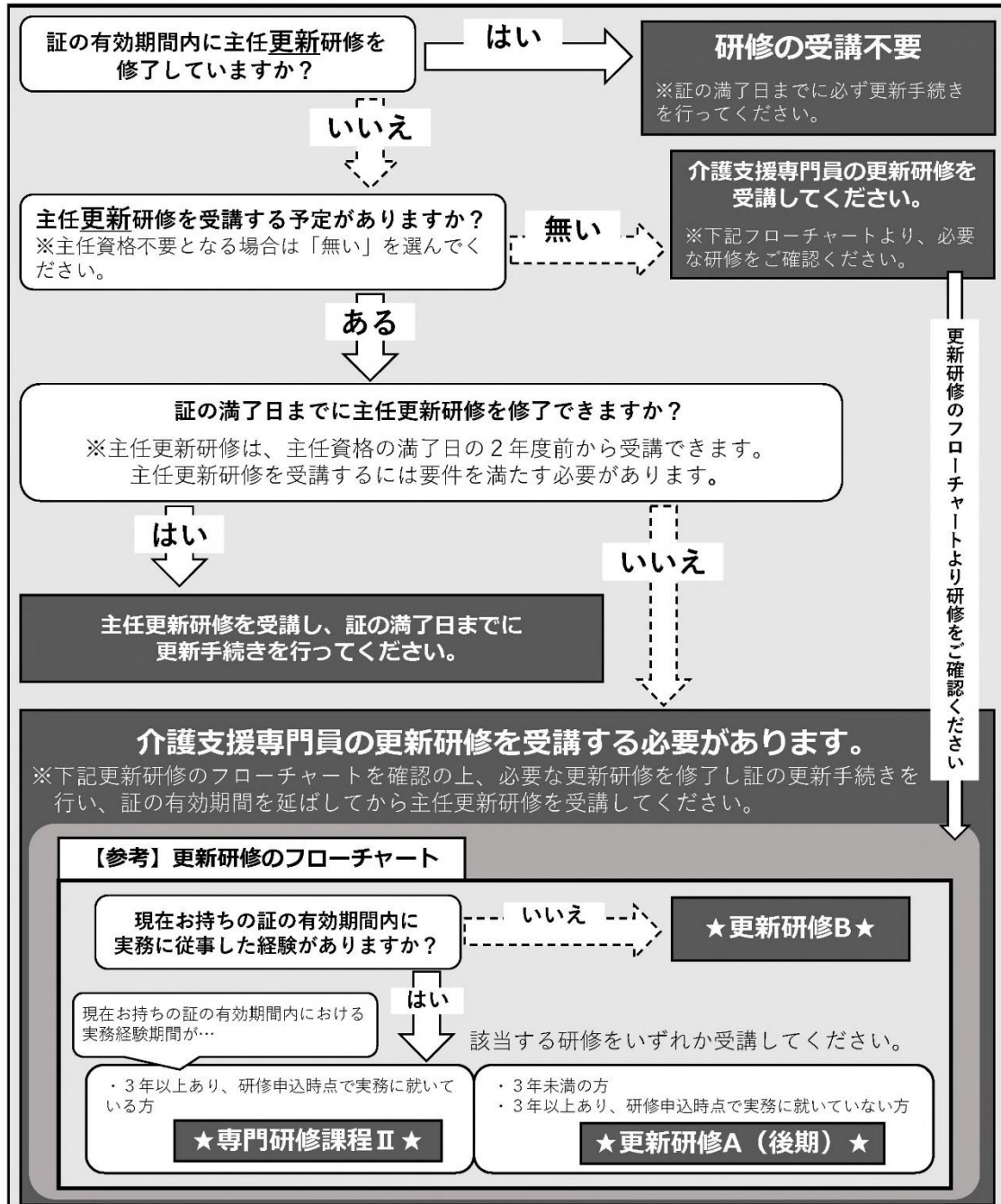
★更新研修A（後期）★

【主任資格をお持ちの方】証更新のための研修フローチャート

【注意】

・証の有効期間が切れてしまうと主任資格も同時に失効します。**証の満了日までに必ず更新申請手続きを行ってください。**

・主任更新研修を修了している方は、介護支援専門員の更新研修が免除されます。



※その他、更新手続き等については、兵庫県ホームページをご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/keamanekensyu.html>

4. 助成事業の詳細について

(1) 助成対象経費

次に該当する経費とします。

- ・対象事業所が負担した受講費及び資料・テキスト代
- ・従事者（助成対象者）が負担した受講費及び資料・テキスト代

助成対象経費となるのは、令和7年4月1日以降に受講した年度の研修受講費のみです。交通費やオンライン研修に係る通信費等は対象となりません。また、欠席等による追加研修の費用も対象とはなりません。

(2) 助成率

助成対象経費の **2分の1**

※1,000円未満の端数は切捨て

※研修受講費には資料代及びテキスト代を含みます。

(3) 助成金額

①令和8年度

【介護支援専門員】

No.	区分	実務経験	研修名称	受講料等	助成額
1	新規	—	実務研修※	66,440円	33,000円
2	—	—	再研修	32,640円	16,000円
3	更新	なし	更新研修 B	32,640円	16,000円
4		あり	専門研修課程 I	40,500円	20,000円
5			更新研修 A（前期）	40,500円	20,000円
6			専門研修課程 II	21,400円	10,000円
7			更新研修 A（後期）	21,400円	10,000円

※実務研修は第28回の金額を掲載しています。

【主任介護支援専門員】

No.	区分	実務経験	研修名称	受講料等	助成額
8	新規	—	主任介護支援専門員研修	54,400円	27,000円
9	更新	あり	主任介護支援専門員更新研修	43,900円	21,000円

※主任介護支援専門員研修（更新研修を含む）受講にあたり、テキスト（4,400円）を購入しない場合は受講料の2分の1を助成します。

※令和7年度に受講した場合、令和7年度のコストをもとに助成します。

5. 申請手続きについて

(1) 提出書類

宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 添付書類

- ・研修を修了したことを証明する書類の写し
- ・研修実施機関が発行する研修受講費等の領収書の写し
- ・勤務証明書（様式第2号）
- ・介護支援専門員証の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

(3) 受付期間

【令和8年度】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※先着順で受付し、予算が無くなり次第終了します。助成対象者に該当し、助成金の交付を希望する人は、必要書類を添えて早めに申請してください。

※研修修了後、対象事業所1か所における勤務期間が3か月経過する日が翌年度以降になる方は、翌年度の助成対象になります。

(4) 申請者

原則、助成対象者を雇用する対象事業所を運営する法人が申請してください。但し、助成対象者が個人で受講料を負担する場合等は、個人での申請も可とします。

6. 助成金の交付について

宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付決定通知書（様式第3号）を郵便でお送りします。通知書の通知日から概ね30日程度で助成金を振り込みますので、入金を確認してください。

なお、助成金を交付できない場合は却下通知書（様式第3号）を送付します。

7. 各種様式

(1) 様式第1号 (第6条関係)

宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付申請書兼請求書

宝塚市長あて

(申請者) 住 所 〒 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

申請者(請求者)が押印してください。スタンプ印(シャチハタ等)は不可です。

印

宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金の交付を受けたいので、宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

助成 対象者	対象者氏名	介護支援専門員登録番号
	事業所名	事業所番号
受講研修	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修 A (前期) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修 A (後期) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修 B <input type="checkbox"/> 介護支援専門員再研修 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修 (専門研修課程Ⅰ) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修 (専門研修課程Ⅱ) <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修 <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員更新研修	
交付申請額	_____ 円	対象経費の2分の1 ※千円未満は切捨て
添付書類	<input type="checkbox"/> 研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 研修実施事業者が発行した領収書の写し <input type="checkbox"/> 勤務証明書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証の写し	

宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金振込口座

金融機関	銀行 信用金庫 ()	本店
	金融機関コード	支店コード
口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	口座番号
フリガナ		
口座名義		

押印を省略する場合は、請求書の真正性を担保するため、「本件責任者及び担当者」欄に記載してください(氏名はフルネーム)。

本件責任者及び担当者 ※請求印省略時又は電子メール提出時は必ず記入してください。

本件責任者	部署名・氏名：	連絡先：
担当者	部署名・氏名：	連絡先：

(2) 様式第2号 (第6条関係)

勤務証明書

令和 年 月 日

宝塚市長あて

所在地 〒 -

法人名

代表者職・氏名

下記の被雇用者が、下記のとおり勤務していることを証明します。

記

被雇用者	住 所	〒 -
	氏 名	(フリガナ)
	生 年 月 日	年 月 日
	介護支援専門員 登 録 番 号	
勤 務 先	法 人 名	
	事 業 所 名	
	事 業 所 番 号	
	サ ー ビ ス 種 別	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護
	所 在 地	〒 -
	研修受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	勤 務 期 間	<input type="checkbox"/> 対象研修を修了した日以降に3か月以上継続して勤務 している うち休職期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日

(3) 様式第3号 (第7条関係)

(公 印 省 略)
宝 介 保 第 号
令和 年 月 日

様

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付の申請について、下記のとおり決定しましたので、宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

対 象 者	
対 象 事 業 所	
受 講 研 修	

以下の内容で決定します

交 付 決 定 額	金								円
交 付 予 定 日	令和 年 月 日								

却下します

(理 由)

8. 本事業に関するお問い合わせ

本事業に関する情報は、下記の市ホームページに随時掲載しますので、適宜ご参照ください。

○情報掲載

宝塚市ホームページ（ページ ID：1060862）

「介護支援専門員等法定研修費用助成事業について」

○お問い合わせ

宝塚市 健康福祉部 介護保険課 給付担当（宝塚市役所本庁舎 2 階）

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号 電話：0797-77-2136（給付担当直通）

Mail：m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp

9. Q&A

- Q1. 現に介護支援専門員の資格を活用した業務とは。
- A1. 居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成業務、予防ケアプランの作成業務を指します。
- Q2. 他道府県が実施している法定研修を受講した（受講予定）場合は受講料補助の対象となりますか。
- A2. 他道府県が実施している法定研修であっても受講料補助の対象となります。ただし、兵庫県と受講料単価が異なる場合でも、兵庫県の介護支援専門員法定研修受講料単価の1/2相当を上限とし補助額の決定を行います。
- Q3. 研修修了後、勤務期間が3か月を経過するまでに同じ法人の別の事業所に異動になった場合は助成対象となるのか。
- A3. 原則として、同一事業所に3か月以上継続して勤務していることを助成要件としていますが、法人内の事業所間の人事異動の場合等は認められる場合がありますので、ご相談ください。
- Q4. 実務研修は何年度分から助成対象となるのか。
- A4. 実務研修には年度の考え方ありません。令和7年度から開始した本事業の場合、第27回介護支援専門員実務研修（研修期間：令和7年1月～令和7年7月ごろ）から助成対象となります。
- Q5. 宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）の申請者（請求者）の押印は必要ですか。
- A5. 原則、押印が必要ですが、省略することも可能です。押印を省略する場合、同様式「本件責任者及び担当者」の記載が必要です。また、電子メール等による提出時も同様に、「本件責任者及び担当者」の記載が必要です。

**宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成事業
実施の手引き**

〒665-8665

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市健康福祉部介護保険課

TEL：0797-77-2136